

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育施設課

番号 4

許認可等の内容		学校施設使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第16条、茅ヶ崎市立学校施設使用規則
	基準 (未設定の場合は その理由)	学校施設使用規則に規定されているとおり。 なお、同規則第3条に規定する登録を受けた団体については、別添の「茅ヶ崎市立小学校体育施設開放事業実施要綱」又は「茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設開放事業実施要綱」による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成26年4月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 5日程度（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成13年4月1日最終変更）